

支給明細書の誤交付について

1 覚知日 令和6年10月18日（金）午前9時30分頃

2 事案概要

令和6年7月11日（木）にAさんへ報償金の支給明細書を手渡しで交付しました。支給明細書に記載された住所が自身の住所と異なることに気付いたAさんが、10月17日（木）に正しい住所への修正方法について自身が所属する団体に相談し、当該団体が10月18日（金）に社会教育課へ報告したことにより、同姓同名のBさんの氏名及び住所が記載された支給明細書が交付されたことが判明しました。

3 漏えいした情報の内容

Bさんの氏名及び住所

4 発生原因

(1) 発生原因

市立公民館主催講座に従事した託児ボランティアのAさんへ報償金を支払うところ、当該講座の担当者がAさんを特定する氏名以外の住所や生年月日を十分に確認しないまま支払い手続きを進め、報償金を支給するシステムに登録のあった同姓同名のBさんに報償金を誤って支給し、Bさんの氏名及び住所を記載した支給明細書をAさんに交付したことが原因です。

(2) 報償金の支給日 令和6年7月4日及び25日

(3) 報償金の支給額 1,000円/1日×2日 計2,000円

5 現在までの対応

10月18日（金）にAさん宅を訪問し、事情説明と謝罪を行い、Bさんの氏名及び住所が記載された支給明細書を回収しました。あわせて、早急に正しい支給明細書を交付することと報償金を支払いすることを伝えました。また、10月21日（月）にBさん宅を訪問し、事情説明と謝罪を行うとともに、報償金の返金を依頼しました。

10月24日（木）にAさんに正しい支給明細書を交付し、10月30日（水）に報償金の支払いを行いました。また、10月24日（木）にBさんから報償金を返金いただきました。

6 再発防止の取り組み

10月30日（水）にすべての公民館に対し、本件事案について情報共有を行うとともに、今後は講師や講座に従事する託児ボランティア等に対しては、本人を特定することができるよう、必ず氏名、住所、生年月日を確認し、報償金等の支給、それに伴う支給明細書の作成の際は、本人を特定する氏名、住所、生年月日の確認を必ず複数名で行うこととし、正確な事務確認作業の実施について徹底しました。

また、11月12日（火）の公民館定例館長会の場においても、再発防止の徹底について周知しました。